

【工事1:美浜発電所 物揚岸壁のけい船柱増設工事】

1. 届出をした者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福井県三方郡美浜町郷市13号横田8番
関西電力株式会社 原子力事業本部
原子力安全・技術部門統括 伊阪 啓

2. 届出に係る施設の種類及び規模

・岸壁

延 長	約 202m
天端幅	約 5.5～35.1m
天端高	T.P.2.0m
構 造	場所打コンクリート式

3. 届出に係る施設の建設の工事の開始及び完了の期日

・岸壁

工事開始	昭和 52 年 9 月 2 日
工事完了	昭和 53 年 3 月 25 日

4. 届出に係る施設の使用及び管理の計画

(1) 当該施設の管理者

美浜発電所所長

(2) 工事の目的及び使用の計画

大型船の係留や荷役作業を安全に行うため、物揚岸壁のけい船柱等を増設する。

(3) 管理の計画

岸壁の管理方法は、その機能が損なわれることがないよう、点検(1回／年)により、亀裂・劣化の有無を確認する。

また地震が発生した場合、関西電力株式会社の社内標準により必要に応じて臨時点検を行う。

岸壁の機能に影響を及ぼす可能性がある変状が確認された場合、詳細調査または補修を実施する。